給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再口）第４号

佐賀県唐津市双水2690番地33

再生債務者　平山　惠久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月12日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（再口）第６号

沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋631番地４

再生債務者　町田　宗康

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月12日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（再口）第４９号

宮城県塩竈市千賀の台１丁目10番21号

再生債務者　坪田　博明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月９日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再口）第１２号

新潟県長岡市上除町1283番地７

再生債務者　横山　　初

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月12日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２１年（再口）第２５号

山形県西村山郡河北町谷地字十二堂30番地の13

再生債務者　小畑　　明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月12日　　山形地方裁判所民事部

平成２１年（再口）第２６号

山形県西村山郡河北町谷地字十二堂30番地の13

再生債務者　小畑　啓子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月12日　　山形地方裁判所民事部

平成２１年（再口）第１３号

宮崎市大塚台西１丁目39番地１　県住205―29

再生債務者　阿萬　雄二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月12日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

参議院共済組合定款の一部変更について

参議院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成 22 年３月 31 日

参議院共済組合代表者

参議院議長　江田　五月

第31条第１項の表中「$\frac{3.04}{1,000}$」を「$\frac{3.47}{1,000}$」に、「$\frac{6.08}{1,000}$」を「$\frac{6.94}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成22年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項の規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

経済産業省共済組合定款の一部変更について

経済産業省共済組合定款（平成13年３月30日）の一部を次のように変更する。

平成 22 年３月 31 日

経済産業省共済組合代表者

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　赤松　広隆

第31条第１項の表を次のように改める。

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	$\frac{27.47}{1,000}$	$\frac{1.02}{1,000}$	$\frac{3.90}{1,000}$	$\frac{27.47}{1,000}$	$\frac{1.02}{1,000}$	$\frac{3.90}{1,000}$
短期組合員	$\frac{27.47}{1,000}$	$\frac{1.02}{1,000}$	$\frac{3.90}{1,000}$	$\frac{27.47}{1,000}$	$\frac{1.02}{1,000}$	$\frac{3.90}{1,000}$
任意継続組合員	$\frac{54.94}{1,000}$	$\frac{2.04}{1,000}$	$\frac{7.80}{1,000}$			

第31条第２項の表を次のように改める。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	$\frac{27.47}{1,000}$	$\frac{1.02}{1,000}$	$\frac{3.90}{1,000}$

第31条第３項中「とあるのは「$\frac{0.43}{1,000}$」を「とあるのは、「$\frac{0.46}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成22年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項から第３項までの規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公立学校共済組合役員の退職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項の規定に基づいて、公立学校共済組合の役員の退職を次のとおり公告する。

平成 22 年４月 20 日

公立学校共済組合理事長　矢野　重典

（退職）　理事　　土居　　正

平成22年３月31日付け

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年４月 20 日　　静岡県教育委員会

1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名

⑴　中学校教諭１種免許状（数学）、東京都教育委員会、静岡県、滝井　泰司

⑵　高等学校教諭１種免許状（数学）、東京都教育委員会、静岡県、滝井　泰司

⑶　中学校教諭１種免許状（国語）、三重県教育委員会、静岡県、青嶋　　豊

⑷　高等学校教諭１種免許状（国語）、三重県教育委員会、静岡県、青嶋　　豊

2　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当